



佐賀県公報

平成16年
4月9日
(金曜日)

号 外

目次

(◎) 田舎・県外規程と発行者の名称

教育委員会事項

○佐賀県有財産の売却に係る一般競争入札

(公告) 一

○公告

佐賀県有財産の売却の一般競争入札を次のとおり行います。

平成16年4月9日

佐賀県知事 古 川 康

1 入札に付する物件 (土地) の表示及び入札の日程

物件番号	地目	数量(公簿)	所在地及び名称	参考価格(万円)	入札の日時
1	原野	50,612m ²	唐津市見借字葛 ヲ4842番1及び 4842番227 唐津南高等学校 馬場野実習地跡 地	760	平成16年4月16日(金) 受付: 9:30~9:50 入札: 10:00

2 入札会場

県庁本館 1階 入札室

(3)に定める入札参加申込期限までに入札参加申込みがない場合は、入札を行いません。

3 入札参加申込み

入札の参加希望者は、必ず平成16年4月14日(水)までに佐賀県教育庁総務課学校施設担当に申し込んでください。

4 入札の参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。

(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。

5 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上を次により入札時間までに納入してください。

(1) 現金

(2) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等(詳細は11の問い合わせ先に照会してください。)

なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に充当します。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札に関し不正な行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者

(5) 一人で2以上の入札をした者

(6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について県の確認を受けていないもの

(7) 郵送、電信等による入札を行った者

(8) その他入札に関する条件に違反した者

7 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

(1) 入札に参加し、又はこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正を

行い、又は行おうとしていると認められたとき。

(2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。

8 売買契約の条件

売買契約においては、次の条件を付すこととします。

(1) 所有権移転の禁止

所有権移転の日から5年間は、県の承認を得ないで売買物件の所有権を第三者に移転することを禁止します。

(2) 用途の制限

売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することを禁止します。

(3) 違約金その他

ア 上記(1)又は(2)に違反した場合、売買代金の30%を違約金として県に納めていただきます。

イ 上記(1)又は(2)に違反した場合その他契約に定める義務を履行しないとき、県は、契約を解除することができるものとします。

9 その他必要事項

(1) 入札参加者は、印章を持参してください。

(2) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入してください。

なお、契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金を納入してください。

10 都市計画法（昭和43年法律第100号）その他法令の規制等

物件番号	規制等の内容
1	<p>1 区域 次の区域及び地域に指定されています。</p> <p>(1) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく地域森林計画区域 (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく国定公園特別地域（第2種特別地域） (3) 都市計画法に基づく都市計画区域（区域区分の定めはありません。）</p> <p>2 用途地域 都市計画法における用途地域の指定はありません。</p> <p>3 建ぺい率・容積率 (1) 建ぺい率 20%以下 (2) 容積率 40%以下</p> <p>4 高度制限 13m以下</p> <p>5 防火指定 都市計画法に基づく防火地域の指定はありません。ただし、建築物の屋根の構造については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項に基づく規制があります。</p> <p>6 開発行為の許可 (1) 3,000m²以上の開発行為を行う場合は、原則として都市計画法第29条第1項の許可が必要です。ただし、現在の接続道路の幅員では許可が受けられません。 (2) 10,000m²以上の開発行為を行う場合は、森林法第10条の2の許可が必要です。</p> <p>7 その他 (1) 現地は、国定公園特別地域（第2種特別地域）のため、土地の用途及び行為によつては上記（3から6まで）以外でも様々な規制がかかり、土地の利用ができない場合もあります。入札申込み前に必ず関係機関にご確認ください。 (2) 現地には建物1棟（昭和42年築鉄骨スレート葺中2階、98.7m²）及び西日本電信電話株式会社の電柱等（本柱4本、支柱1本、支線1条）があります。物件の引き渡しは、現況のまま（本地上に存在する工作物等を含む。）行いますので、詳しくは現地でご確認ください。</p>

11 入札案内書の配布場所及び入札に関するお問い合わせ先

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県教育庁総務課
学校施設担当 (電話0952-25-7224)

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年四月九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)